

○京都府立けいはんなホール条例施行規則

平成20年10月15日

京都府規則第41号

京都府立けいはんなホール条例施行規則をここに公布する。

京都府立けいはんなホール条例施行規則

(開館時間等)

第1条 京都府立けいはんなホール条例(平成20年京都府条例第26号。以下「条例」という。)

第8条に規定する京都府立けいはんなホール(以下「けいはんなホール」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 条例第8条に規定するけいはんなホールの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

3 条例第3条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に、前2項に規定する開館時間又は休館日を変更することができる。

4 指定管理者は、前項の規定により開館時間又は休館日を変更しようとするときは、事前に、その旨を掲示しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

5 知事は、指定管理者が条例第3条第1項第1号に掲げる業務を行うことができない場合であつて、けいはんなホールの管理のため必要があると認めるときは、第1項又は第2項に規定する開館時間又は休館日を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(使用の不承認)

第2条 条例第4条第2項に規定する使用を不適当と認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) けいはんなホールの施設又は附属設備等をき損するおそれがあると認めるとき。
- (3) けいはんなホールの管理上支障があると認めるとき。

(使用時間の延長)

第3条 けいはんなホールの施設又は附属設備(以下「施設等」という。)の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、やむを得ない理由により使用の承認に係る時間を超えて使用する必要があるときは、事前に指定管理者の承認を受けなければならない。

(附属設備の利用料金の上限の額)

第4条 条例別表に規定する附属設備の利用料金の上限の額は、別表第1のとおりとする。

(条例別表の利用料金の上限の額)

第5条 条例別表の備考の1に規定する利用料金の上限の額は、別表第2のとおりとする。

(利用料金の還付)

第6条 条例第6条第4項ただし書の規定により利用料金を還付する場合及びその還付する割合は、次のとおりとする。

- (1) 管理上の都合により使用の承認を取り消したとき 10分の10以内
- (2) 災害その他不可抗力の理由により使用できなくなったとき 10分の8以内
- (3) 使用の日の3月前までに使用の承認の取消しを申し出て、相当の理由があると認められたとき 10分の5以内

(利用料金の減免)

第7条 条例第7条の規定により、けいはんなホールの施設（大楽屋、中楽屋、小楽屋及びギャラリーを除く。）の利用料金を免除する場合は文化の発展、学術の振興及び研究開発に係る交流に資する会議、展示会その他これらに類する催しに使用する場合とし、利用料金を免除する額は条例別表の各施設等の利用料金の額に100分の20（メインホールにあつては、100分の50）を乗じて得た額とする。

(遵守事項等)

第8条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は使用の承認を受けた施設等を転貸してはならない。

2 けいはんなホールにおいては、公の秩序又は善良な風俗に反する行為をしてはならない。

3 けいはんなホールにおいては、次に掲げる行為については、事前に管理者の承認を受けなければ行ってはならない。

- (1) 火気の使用その他けいはんなホールの施設又は附属設備等に危険を及ぼすおそれのある行為
- (2) 宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為
- (3) その他管理者がけいはんなホールの管理上必要と認めて禁止する行為

4 管理者は、けいはんなホールの管理上必要と認める場合又はけいはんなホールの秩序を維持するため必要と認める場合は、前項の規定に違反する者に対し、退館を命じることができる。

(模様替え等)

第9条 使用者は、けいはんなホールの使用に際し、施設等を模様替えし、又はこれらに設備等を付加しようとするときは、事前に指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第10条 使用者は、施設等の使用を終えたときは、直ちに、施設等を原状に復し、指定管理者の検査を受けなければならない。ただし、相当の事情があると指定管理者が認めた場合においては、原状回復に要すると指定管理者が認める費用の負担をもって、これに代えることができる。

(その他)

第11条 条例及びこの規則に定めるもののほか、けいはんなホールの管理について必要な事項は、知事の承認を得て、指定管理者が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成20年12月26日)

附 則 (令和元年規則第14号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年規則第34号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の京都府立けいはんなホール条例施行規則別表第1に規定する附属設備（以下「旧附属設備」という。）であって、この規則の施行の際現に京都府立けいはんなホール条例（平成20年京都府条例第26号）の規定に基づく使用の承認、使用の承認の申請その他の行為の対象とされているもののうちに、この規則による改正後の京都府立けいはんなホール条例施行規則別表第1に規定する附属設備（以下「新附属設備」という。）に相当するものがあるときの当該旧附属設備については、この規則の施行後は、当該新附属設備に該当するものとみなして同表の規定を適用する。

附 則 (令和7年規則第17号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

(令元規則14・令3規則34・令7規則17・一部改正)

附属設備の利用料金の上限の額

区分	品名	単位	利用料金の上限の	摘要
----	----	----	----------	----

			額	
音響設備			円	
	基本音響機材 A	1 組	36,620	有線マイクロホン 2 本及び拡声装置を含む。
	基本音響機材 B	1 組	24,410	同上
	基本音響機材 C	1 組	18,300	同上
	基本音響機材 D	1 組	18,300	有線マイクロホン 1 本及び拡声装置を含む。
	基本音響機材 E	1 組	14,640	同上
	基本音響機材 F	1 組	14,640	同上
	基本音響機材 G	1 組	9,750	同上
	スタンド付有線マイクロホン	1 個	1,210	
	スタンド付ワイヤレスマイクロホン	1 個	2,430	
	ピンタイプワイヤレスマイクロホン	1 個	2,430	
	ブームスタンド	1 台	600	
	SDデッキ	1 台	3,650	
	MDプレーヤー	1 台	2,430	
	CDプレーヤー	1 台	2,430	
	音声ライン	1 回線	2,430	
	ミキサー A	1 台	9,750	
	ミキサー B	1 台	7,310	
	移動ミキサーアンプ卓	1 台	18,300	
	コンデンサーマイクロホン	1 本	1,820	
照明設備	基本照明機材 A（メインホール用）	1 組	36,620	調光卓及び客席ダウンライトを含む。
	基本照明機材 B	1 組	12,200	

備	平凸レンズスポットライト (1.5KW)	1 台	1,080	
	平凸レンズスポットライト (1KW)	1 台	840	
	平凸レンズスポットライト (500W)	1 台	600	
	フレネルスポットライト(1KW)	1 台	840	
	フレネルスポットライト(500W)	1 台	600	
	ハイカッタースポット(1KW)	1 台	1,210	
	ピンスポットハロゲン(1KW)	1 台	9,750	
	ホリゾンライト	1 台	12,200	
楽 器	ピアノ A	1 台	18,300	
	ピアノ B	1 台	12,200	
	ピアノ C	1 台	12,200	
映 像 設 備	RGBケーブル(20m)	1 本	3,650	
	RGBケーブル(15m)	1 本	3,190	
	RGBケーブル (7.5m)	1 本	1,910	
	RGB分配器	1 台	6,090	
	スクリーン A	1 張	14,640	
	スクリーン B	1 張	6,090	
	スクリーン C	1 張	6,090	
	スクリーン D	1 張	4,870	
	スクリーン E	1 張	600	
	スクリーン仮設 A	1 張	12,200	
	スクリーン仮設 B	1 張	9,750	
	スクリーン仮設 C	1 張	3,650	
テ ー ブ ル	議席机	1 脚	840	
	会議机 A	1 脚	470	
	会議机 B	1 脚	350	
	受付机	1 脚	600	前垂れ及びコマ付き

	丸テーブル大	1 脚	960	
	丸テーブル中	1 脚	600	
	丸テーブル小	1 脚	350	
	会食テーブル大	1 脚	230	
	会食テーブル小	1 脚	230	
	サービス台	1 台	230	
	記入台	1 台	1, 210	
ステージ	移動ステージ	1 台	3, 650	
	平台	1 台	600	
椅子	会議椅子	1 脚	230	
	議席赤椅子 A	1 脚	470	
	議席赤椅子 B	1 脚	470	
	オーケストラ用椅子	1 脚	230	
	コントラバス用椅子	1 脚	230	
	演台用ハイチェアー	1 脚	350	
	ピアノ椅子	1 脚	350	
	ソファەر椅子（3 人掛け）	1 脚	960	
	ソファەر椅子（1 人掛け）	1 脚	600	
白板	白板（可動式）	1 台	1, 210	
	白板（固定式）	1 台	350	
掲示板	めくり表示	1 台	350	
	めくり表示（T 字バー）	1 台	230	
	パーテーション	1 台	350	
	掲示板	1 台	600	コマ付き
	ポップスタンド（H 型）	1 台	230	同上
	ポップスタンド（L 型）	1 台	230	
	展示パネル	1 枚	3, 650	
演	演台 A	1 台	1, 820	

台	演台 B	1 台	1,210	
	司会演台	1 台	1,210	
その他の備品	レーザーポインタ A	1 本	2,430	
	レーザーポインタ B	1 本	1,820	
	レーザーポインタ C	1 本	1,210	
	指示棒	1 本	230	
	キャスター付機器台	1 台	350	
	手元灯	1 台	350	
	4 灯スタンド	1 本	2,430	
	電源ケーブル及びテーブルタップ	1 本	230	プラグ差込口（スイッチ 6 個付き）を含む。
	延長ケーブル	1 本	110	
	金びょうぶ A	1 双	6,090	
	金びょうぶ B	1 双	6,090	
	金びょうぶ C	1 双	4,870	
	スタンションポール A	1 組	3,650	
	スタンションポール B	1 組	350	
	ハンガーラック A	1 台	350	
	ハンガーラック B	1 台	230	
	指揮者台	1 台	600	
	譜面台（指揮者用）	1 台	350	
	譜面台（演奏者用）	1 台	230	
	譜面灯	1 台	110	
	音響反響板	1 組	8,530	
	もぎり台	1 台	600	
	花瓶台	1 台	350	
	旗立台	1 台	350	
	国旗	1 旗	350	
	姿見 A	1 台	1,210	照明付き
	姿見 B	1 台	600	

備考 この表に定める利用料金の上限の額は、1日1回当たりの額とする。

別表第2（第5条関係）

条例別表備考に規定する利用料金の上限の額

区分	利用料金の上限の額
1 メインホール、大楽屋、中楽屋、小楽屋及びイベントホール（以下「メインホール等」という。）について、2以上の部にわたって引き続き使用する場合	使用する各部の利用料金（条例別表の各施設の利用料金をいう。以下同じ。）の合計額
2 メインホール等について、使用時間区分外に使用する場合（1の項に規定する場合を除く。）	(1) 使用時間区分外から引き続き午前の部、午後の部又は夜の部に使用する場合及び午前の部、午後の部又は夜の部から引き続き使用時間区分外に使用する場合 区分外使用1時間につき、夜の部の利用料金の額に3分の1を乗じて得た額に、次に掲げる区分外使用1時間の属する時間の区分に応じそれぞれに掲げる割合（区分外使用1時間が次に掲げる区分の複数に該当するときは、該当する区分に対応する割合のうち低い割合。ただし、当該低い割合に係る使用時間が15分未満のときは、高い割合）を乗じて得た額の合計額 ア 午後11時から翌日の午前7時まで 100分の150 イ 午前7時から午前9時まで及び午後9時から午後11時まで 100分の130 ウ 正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時まで 100分の100（2以上の部にわたって引き続き使用する場合は、零） (2) 通常使用時間外（条例別表備考の1に規定する通常使用時間外をいう。以下同じ。）に使用する場合（(1)に掲げる場合を除く。） 区分外使用1時間につき、夜の部の利用料金の額に3分の1を乗じて得た額に、次に掲げる区分外使用1時間が属

	する時間の区分に応じそれぞれに掲げる割合（区分外使用1時間が次に掲げる区分のいずれにも該当するときは、該当する区分に対応する割合のうち低い割合。ただし、当該低い割合に係る使用時間が15分未満のときは、高い割合）を乗じて得た額の合計額。ただし、使用時間が3時間未満の場合は、使用の開始時刻から当該時刻の3時間後の時刻まで使用するものとみなして計算する。 ア 午後11時から翌日の午前7時まで 100分の150 イ 午前7時から午前9時まで及び午後9時から午後11時まで 100分の130
3 大会議室、中会議室及び小会議室（以下「大会議室等」という。）について、午前9時から午後9時までの間において2時間を超えて使用する場合（4の項に規定する場合を除く。）	超過使用時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間として計算する。）につき、2時間当たりの利用料金の額に2分の1を乗じて得た額
4 大会議室等について、通常使用時間外に使用する場合（使用する時間が通常使用時間外にわたる場合を含む。）	使用単位1時間（使用の開始時刻から使用時間を1時間ずつ区分した時間。ただし、1時間未満の端数が出た場合は、30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間として計算する。以下同じ。）につき、2時間当たりの利用料金の額に2分の1を乗じて得た額に、次に掲げる使用単位1時間が属する時間の区分に応じそれぞれに掲げる割合（使用単位1時間が次に掲げる区分の複数に該当するときは、該当する区分に対応する割合のうち低い割合。ただし、当該低い割合に係る使用時間が15分未満のときは、高い割合）を乗じて得た額の合計額。ただし、使用時間が2時間未満の場合は、使用の開始時刻から当該時刻の2時間後の時刻まで使用するものとみなして計算する。 (1) 午後11時から翌日の午前7時まで 100分の150 (2) 午前7時から午前9時まで及び午後9時から午後11時

	まで 100分の130 (3) 午前9時から午後9時まで 100分の100
5 練習又は準備のために使用する場合	施設を使用して公演する場合 条例別表及びこの表の1の項から4の項までの規定により算定した利用料金の額に10分の5を乗じて得た額
	その他の場合 条例別表及びこの表の1の項から4の項までの規定により算定した利用料金の額に10分の7を乗じて得た額

備考

- 1 この表により算出した利用料金の上限の額に100円未満の端数が生じた場合の端数は、100円として計算する。
- 2 この表において「区分外使用1時間」とは、次に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める時間内において、使用の開始時刻（(2)にあつては正午、(4)にあつては午後5時、(6)にあつては午後9時）から使用時間を1時間ずつ区分した時間をいう。ただし、1時間未満の端数が出た場合は、30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間として計算する。
 - (1) 使用の開始時刻が通常使用時間外である場合 使用の開始時刻から午前9時（当該開始時刻が午後9時から午後12時までの間にある場合にあつては、翌日の午前9時）まで
 - (2) 午前の部に引き続き使用する場合 正午から午後1時まで
 - (3) 使用の開始時刻が正午から午後1時までの間にある場合 使用の開始時刻から午後1時まで
 - (4) 午後の部に引き続き使用する場合 午後5時から午後6時まで
 - (5) 使用の開始時刻が午後5時から午後6時までの間にある場合 使用の開始時刻から午後6時まで
 - (6) 夜の部に引き続き使用する場合 午後9時から翌日の午前9時まで
- 3 メインホールを使用して公演する場合で、練習又は準備のために2以上の部にわたって引き続き使用するときのメインホール、大楽屋、中楽屋及び小楽屋の利用料金の上限の額については、当該使用が1の項に該当する場合は同項は適用せず、2の項に該当する場合は同項(1)のウ中「100分の100（2以上の部にわたって引き続き使用する場合は、零）」とあるのは「100分の100」とする。

